

(諮問第 1 号から第 5 号について事務局より一括説明)

(質疑等の要旨)

委 員： 1 - 4 3 ページに、交通公安施設の計画があります。尼崎宝塚線ですが、武庫川高架北側、臨海部で工事がかなり進んでいます、この中にはありません。進捗はどうか。また、阪急の立体交差の計画があり、今後 5 年間に進めるということですが、5 年後の進捗の見通しを教えてください。

事 務 局： 尼崎宝塚線について、南の臨海部の大浜工区は工事中で、最大の懸案事項であった橋の架け替えは無事に終わり、片側車線の工事をしているところです。年限については資料が手元にないのですが、あと 1 ~ 2 年の供用開始を目指していると聞いています。武庫工区は用地の買収と、一部市場がある所にいわゆるみぞかき補償が残っており、交渉を県と地元が行っているということでもう少し時間がかかりそうです。また、阪急の立体交差については現在予備設計をしている段階です。鉄道の上を渡る工事を計画していますが、その工事の詳細を検討中で、昨年策定された県の社会基盤整備プログラムでは、次の後期には工事着手となっています。

委 員： 阪急の高架について、現在設計しておりこれから工事とのこと。あの地域は踏み切りが東西にありますが、分断されています。橋をかけるということで高齢者対策が必要だと思いますが、地元の要望など何か聞いていますか。

事 務 局： 予備設計の段階なので、具体的な地域の声の反映はありません。ただ、バリアフリーの観点で通行しやすい方向で設計し工事を進めていきたいとは思いますが、具体的なものはまだありません。

会 長： 諮問第 1 号について、質問等ありますか。5 号まで順次質問を受けてから採決に入りたいと思います。

質疑なし

会 長： 諮問第 2 号について、質問等ありますか。

質疑なし

会 長： 諮問第 3 号について、質問等ありますか。事前説明でもご説明いただいたかもしれませんが、本市に関係する地区や整備についての変更はありましたか。

事 務 局：【変更前後位置図にて説明】1 号市街地は尼崎市の市街化区域全域で、変更ありません。ただ、都市計画マスタープランに合わせて区域を 1 1 に分けていたが、平成 2 5 年度の改定に伴い沿線ごとの 4 地域に区分し直しておりますので、これに合わせて変更しています。また、水色が変更前の課題地域ですが、今回特に沿線の防火を図る地域や農地で基盤が未整備な地域、駅前で課題が集約されているところなど、水色のハッチ部分を残しています。また、密集市街地のエリアは外し、防災街区整備方針の方に位置づけるなど、今回、各方針の位置付けを整理しています。ピンク色の 2 号地区は、緑遊や戸ノ内、阪神尼崎南など既に事業

が終わったところは外し、課題が残っている杭瀬商店街エリア、阪急塚口駅の北側は残しています。防災の課題が残っている密集エリアは防災街区整備方針に位置づけ、都市再開発の方針から外しています。

会 長：諮問第4号について、質問等ありますか。こちらは尼崎市では該当がないとのことでした。

質疑なし

会 長：諮問第5号について、質問等ありますか。先ほど3号の説明の際に追加でご説明いただきました。

質疑なし

会 長：それでは、採決に入ります。

尼崎市諮問第1号「阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（兵庫県決定）」について、原案どおり尼崎市が兵庫県に異議なき旨を回答することに、ご異議ございませんか。

各 委 員：異議なし

会 長：ご異議の声がありませんので、尼崎市諮問第1号を原案どおり可決します。

では次に、尼崎市諮問第2号「阪神間都市計画区域区分の変更（兵庫県決定）」について、原案どおり尼崎市が兵庫県に異議なき旨を回答することに、ご異議ございませんか。

各 委 員：異議なし

会 長：ご異議の声がありませんので、尼崎市諮問第2号を原案どおり可決します。

次に、尼崎市諮問第3号「阪神間都市計画都市再開発の方針の変更（兵庫県決定）」について、原案どおり尼崎市が兵庫県に異議なき旨を回答することに、ご異議ございませんか。

各 委 員：異議なし

会 長：ご異議の声がありませんので、尼崎市諮問第3号を原案どおり可決します。

次に、尼崎市諮問第4号「阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針の決定（兵庫県決定）」について、原案どおり尼崎市が兵庫県に異議なき旨を回答することに、ご異議ございませんか。

各 委 員：異議なし

会 長：ご異議の声がありませんので、尼崎市諮問第4号を原案どおり可決します。

次に、尼崎市諮問第5号「阪神間都市計画防災街区整備方針の変更（兵庫県決定）」について、原案どおり尼崎市が兵庫県に異議なき旨を回答することに、ご異議ございませんか。

各 委 員：異議なし

会 長：ご異議の声がありませんので、尼崎市諮問第5号を原案どおり可決します。

以 上